

生物多様性保全検討部会における審議状況

1 設置目的等

生物多様性基本法第13条の規定に基づく生物多様性地域戦略の策定及び生物多様性保全について必要な検討を行うため設置しています。

事務局は、環境政策局環境企画部環境保全創造課

2 令和5年度の審議状況

(1) 第1回 令和6年1月29日

議題1 京都市生物多様性プラン（2021-2030）に掲げる施策の取組状況等について

議題2 京都市生物多様性プラン（2021-2030）の評価について

主な御意見等

議題1について

- ① これまでは環境管理課（現環境保全創造課）が実施する施策が多かったが、今回は関係部署が実施する施策が加わり充実したものとなっており、画期的である。京都市の施策が生物多様性に配慮するように方向付けることが、本部会の目的である。
- ② 「エシカル消費の普及促進」は非常に重要である。例えば、コーヒーはカーボンフットプリントが大きく、生物多様性への影響も大きい。これまでの生きものの保全や再生の取組だけでは、ネイチャーポジティブ（自然再興）は実現できず、ライフスタイルの転換や社会変革が欠かせない。
- ③ 「参加者数」や「発見数」をカウントしている施策が多く、生物多様性そのものを評価できる知見の収集をすべきである。そのような施策が少ないため、知見の集積の観点からは不安が残る。庁内の関連部署や大学等が保有しているモニタリング調査のデータを整理することで、京都市として不足しているデータを把握することも重要である。

議題2について

- ④ 評価指標の「自然共生サイトに関する評価指標」について、「認定数」が案として挙げられているが、30by30は面積ベースなので、「認定面積」の方が良い。
- ⑤ ネイチャーポジティブには、気候変動対策の必要性も含まれているので、環境管理課から働きかけていくことが必要である。
- ⑥ 市民アンケート結果により評価する指標について、回答者の中には、生物多様性について正しく理解できていない人も多いと思うので、アンケートの質問に補足説明がなければ、回答結果が変わってくるのではないかと。

審議資料及び会議録については以下のホームページに公開しています。

https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai_kekka/kankyo/0000323704.html

3 今後の予定

令和6年度は、計3回部会を開催する予定であり、主に京都市生物多様性プラン（2021-2030）の中間見直しに向けた検討について審議を行う予定です。